

# ■ 幡多福祉保健所管内B-2ブロック(土佐清水市)南海トラフ地震時医療救護活動TL(タイムライン)

\*このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の勤務時間内(12:00)に発災したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス(L2)津波を想定したもの。

\*B-2ブロック:土佐清水市(B-1ブロック:宿毛市・大月町・三原村/Aブロック:四万十市・黒潮町大方/Cブロック:黒潮町佐賀)。なお、土佐清水市の病院は4病院で、下記の3病院以外に土佐清水病院(63床)あり。

Ver.1

時間	B-2ブロック(土佐清水市)							Aブロック(四万十市)	
	医療救護所 (清水中学校、下ノ加江防災拠点施設、足摺小学校、平ノ段区長場、下川口地区防災コミュニティセンター)	救護病院 (足摺病院) ※ 津波浸水(5~10m)	救護病院 (渭南病院) ※ 津波浸水(3~5m)	救護病院 (松谷病院)	有床診療所 1か所 (津波浸水あり)	無床診療所2か所(津波浸水あり:2か所)/薬局6か所(津波浸水あり:5か所、津波浸水なし:1か所)	土佐清水消防署 (土佐清水市消防本部)	土佐清水市 (保健・医療・福祉担当部門) ※ 津波浸水(3~5m)	幡多医療支部 (幡多福祉保健所)
発災~1h	<b>【土佐清水市災害時医療救護計画に基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(人・建物等) <b>【医療救護所の設置準備】</b> ・活動拠点の確保 (トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保(運営体制の構築) ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備	<b>【救護病院(津波浸水あり)のBCPに基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ※ 建物被害、入院患者・職員の安否等 ※ ライフラインの代替手段の確保 ・初動方針の決定・指示 ※ 消火・救助、津波避難/退去等 ・ハイツライン安定化の継続治療 <b>【以下、屋上避難を想定】</b> ・津波避難完了(屋上) ・医療救護活動(入院患者等) ・医薬品、医療資機材等の確保 ・通信手段の確保	<b>【救護病院(津波浸水あり)のBCPに基づく活動】</b> ・職員の召集 ・災害対策本部の設置 ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ※ 建物被害、入院患者・職員の安否等 ・初動方針の決定・指示 ※ 消火・救助、津波避難/退去等 ・ハイツライン安定化の継続治療 <b>【以下、5階以上避難を想定】</b> ・津波避難完了(5階以上) ・医療救護活動 ・医薬品、医療資機材等の確保 ・通信手段の確保	<b>【救護病院(津波浸水なし)のBCPに基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ⇒ 火災・建物被害、入院患者・外来患者・職員の安否確認、ライフライン、緊急食糧、診療提供能力等 ・職員の参集指示・配置 ・体制の構築(院内炎対本部設置) ・初動方針の決定・指示 ・ハイツライン安定化の継続治療 ・院内の安全確保 ・傷病者受入体制の整備 ・外部連携体制の整備及び情報収集・伝達 ※ 市災対本部への連絡体制 ※ 医療救護活動の記録	<b>【診療所のBCPに基づく活動】</b> ・指揮命令の確立 ・安全確保 ・被害状況の把握 ・ハイツライン安定化の継続治療 ・津波避難指示 ※ 高台等への避難	<b>【各診療所・薬局のBCPに基づく活動】</b> ・高台等への津波避難 ・安全確保 ※ 各自、安全確保を最優先	<b>【南海トラフの大震災等における行動・安全管理マニュアルに基づく活動】</b> ・初動本部設置 ・指揮命令の確認・安全確保 ・消防職(団)員の非常招集人員確認 ・被害状況の把握 ・初動方針の決定・指示 ※ 津波からの避難誘導・救助活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 ※ 通信体制の構築(確保)・資機材点検	<b>【土佐清水市地域防災計画に基づく活動】(津波浸水あり)</b> ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・津波避難 ※ 来庁者の避難誘導を含む ・被災状況の把握 ・通信機能の確認・確保 ・必要資機材の確保	<b>【幡多福祉保健所AC(アクションカード)に基づく活動】</b> ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・被害状況の把握(庁舎等) ・初動方針(初動)の決定・指示 <b>【医療支部の設置準備】</b> ・活動拠点の確保(1F) ・活動資機材等の確保 ・通信手段の確保 <b>【SCUへの対応準備】</b> ・派遣職員の決定 ・移動手段の確保 ・通信手段の確保 ・その他必要物品の確保
1h~6h	<b>【医療救護所の設置・運営】</b> ・医療救護所運営体制の構築 ・医療救護活動の開始 ・トリアージの開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・市災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県医療支部等への報告 ・市災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集(継続)	<b>【入院患者等への対応】</b> ・医療救護活動(継続) ・市災対本部への報告・要請 ⇒ 被害状況、活動状況、救出要請等 ・医薬品等の確保(継続) ・飲料水・食糧等の確保 ・その他必要物品の確保 ⇒ 毛布、自家発電機、照明、簡易トイレ等 ・病院状況の記録	<b>【入院患者等への対応】</b> ・医療救護活動(継続)※(トリアージエリア設置等の活動スペースの確保を含む) ・市災対本部への報告・要請 ⇒ 被害状況、活動状況、救出要請等 ・医薬品等の確保(継続) ・飲料水・食糧等の確保 ・その他必要物品の確保 ⇒ 毛布、自家発電機、照明、燃料等 ・EMISへの入力 ・外部連携体制の整備 ・傷病者受け入れ体制の整備 ・搬送先の確保	・ライフライン維持・復旧 ・医療救護所設営協力 ・医療救護活動の開始 ・食事に係る場所の確保・準備 ・各種要請 ・患者搬送の準備	<b>【入院患者への対応】</b> ・医療救護活動 ・市災対本部への報告・要請 ※ 入院患者の受入先の確保等	・医療救護所への参集 ※ 医療救護所の医療救護活動への協力(可能な範囲での医薬品・医療資機材の提供等)	・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・指揮本部設置 ・署の部隊編成及び消防団の部隊編成 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ※ 参集場所の事前検討 ・市災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・一時避難場所としての消防庁舎の開放 ・津波到達時間を考慮した広報活動及び誘導等現場活動	<b>【土佐清水市災害時医療救護計画に基づく活動】</b> ・職員等の安否確認・安全確保 ・活動拠点の確保 ・活動体制の確立(人員確保) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・救護病院の設置を要請 ・情報収集 ※ 医療機関の被害状況を含む ①市災対本部、②医療救護所・救護病院等、③県医療支部(本部)等 ・情報伝達 上記①~③(報告、要請等) ・初動方針の決定・指示 ※ 医療救護活動を優先	<b>【医療支部の設置・運営】</b> ・職員体制の構築 ※ 指揮命令の再確認 ・情報収集 ①市町村災対本部、②災害拠点病院、③SCU、④その他(県災害対策支部、他の医療支部等) ・情報伝達(報告、要請等) 上記①~④ <b>【SCUの設置・運営】</b> ・職員の派遣 ・SCUの設置・運営 ※ 資機材等の確保、災害拠点病院との連絡調整、医療支部(WHC)への連絡等
6h~24h	・医療救護活動(継続) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況報告・要請 ⇒ 県医療支部等への各種要請(医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等)	・上記活動の継続 ・患者救出及び職員・避難住民の脱出に向けた準備 ⇒ 患者救出に向けたトリアージ等 ⇒ 脱出ルート・手段の検討等 ・感染症対策のための清潔保持 ・EMISへの入力	・上記活動の継続 ・患者救出及び職員・避難住民の脱出に向けた準備 ⇒ 患者救出に向けたトリアージ等 ⇒ 脱出ルート・手段の検討等 ・搬送手段の確保 ・職員の勤務基盤の確保 ・避難者・帰宅困難者の対応(避難所へ誘導) ・流動食、特殊食対応、炊き出し ・遺体の確認	・上記活動の継続 ・搬送患者症状安定化のための治療(災害拠点病院への搬送) ⇒ 患者搬送の要請 ・勤務基盤の確保 ・遺体対応 ・備蓄燃料の調達 ・食事の提供 ・収容者等の情報について広報する窓口設置・運営 ・慢性期入院患者の対応 ・避難者の誘導 ※ 医療救護活動の記録、EMISへの入力	・上記活動の継続	・上記活動の継続	・上記活動の継続 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 患者搬送等 ・津波避難支援(警報、災害広報、誘導) ・火災対応優先の活動(消防団との連携) ・救急・救助活動 ・他機関との情報の共有(市対策本部・警察・海上保安署等) ・他機関との連携活動(警察・海上保安署等)	・医療救護所の設置・運営 ※ 医療救護所への職員派遣 ※ 医薬品、医療資機材等の確保 ※ 患者搬送手段の確保 ・保健活動体制の構築 ・市統括保健師の決定(確認) ※ 保健活動に係る情報収集等 ・災害時要配慮者情報の把握	<b>【医療支部の運営】(継続)</b> <b>【SCUの運営】(継続)</b>
24h~48h	・医療救護活動(継続・見直し) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローテーション等) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備	・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(市外)への重症患者搬送(要請) ・患者救出の開始 ※ トリアージに基づく順番 ・避難住民や職員の脱出開始 (救出の場合は、患者救出完了後) ・職員の健康への配慮	・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関(市外)への重症患者搬送(要請) ・患者救出の開始 ※ トリアージに基づく順番 ・避難住民や職員の脱出開始 (救出の場合は、患者救出完了後) ・入院患者の安定化治療 ・慢性期症状の患者の治療と処方 ・透析患者の対応	・上記活動の継続・見直し ・後方医療機関への重症患者搬送(要請) ・入院患者の移動調整 ※ 院内、病院間の患者移動 ・医療支援チーム等の受入準備	・上記活動の継続・見直し	・上記活動の継続・見直し	・上記活動の継続・見直し ・被害拡大防止 ・孤立住民等の応急対応 ・捜索活動等(消防団との連携) ・危険物等の災害対策 ・遺体の搬送 ・一時避難住民の避難所への誘導	<b>【医療救護活動】(継続・見直し)</b> ・医療従事者の確保、医薬品等の確保、患者搬送手段の確保等 ・外部からの医療従事者の受け入れ <b>【医療救護以外の活動】</b> ・避難所・避難者情報の把握 ※ 在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む	・上記活動の継続・見直し ・情報の分析・評価 ※ 収集した情報(被害情報、ニーズ、資源等)に基づき、活動方針を決定・指示(優先順位づけ) ・職員の勤務体制の見直し
48h~72h	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入	・上記活動の継続 ・患者救出の完了 ・避難住民や職員の脱出完了 ・備蓄食料の効率的な使用 ・他の救護病院等での医療救護活動(脱出後) ※ 入院患者受入や医療従事者の受入等に関する病院間の事前協定	・上記活動の継続 ・他の救護病院等での医療救護活動 ・患者救出の完了 ・避難住民や職員の脱出完了 ※ 入院患者受入や医療従事者の受入等に関する病院間の事前協定 ・慢性疾患、公衆衛生対応 ・遺体確認作業	・上記活動の継続 ・医療支援チーム等の受入	・入院患者受入先の確保(完了) ・医療救護所等への参集(可能な場合)	・上記活動の継続 ・医薬品二次集積所への参集・活動への協力	・上記活動の継続 ・緊急消防援助隊の受け入れ、連絡調整	<b>【医療救護活動】(継続・見直し)</b> ・地域の医療ニーズへの準備 <b>【医療救護以外の活動】(継続・見直し)</b> ・保健衛生活動の準備 ※ 市統括保健師による指揮 ※ 福祉保健所への報告・要請等 ※ 受援体制整備に向けた準備	⇒ 再構築(ローテーション等) <b>【保健衛生活動】(公衆衛生活動)</b> ・情報収集・伝達(報告) ※ 市町村・県庁保健衛生担当課等 ・保健衛生活動の準備 ※ WHC統括保健師の決定(確認) ※ 受援体制整備に向けた準備

津波  
火災  
津波  
火災

